

令和7年度 事業報告書

施設名：鳥取県立武道館

目次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 管理運営の体制 | 1 |
| | (1) 管理運営の組織 | |
| | (2) 日常の職員配置 | |
| 2 | 管理業務の実施状況 | 3 |
| | (1) 受付・案内業務 | |
| | (2) 利用許可業務 | |
| | (3) 利用調整業務 | |
| 3 | 委託・工事の発注 | 5 |
| | (1) 委託状況 | |
| | (2) 工事の発注状況 | |
| | (3) 電力の調達状況 | |
| 4 | 自主事業の実施内容 | 6 |
| | (1) 教室実施状況 | |
| | (2) イベント実施状況 | |
| | (3) 自動販売機設置状況 | |
| | (4) 広告事業 | |
| | (5) その他 | |
| 5 | 障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興 | 13 |
| | (1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況 | |
| | (2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況 | |
| | (3) 障がい者スポーツの普及振興等 | |
| 6 | 緊急時の対応 | 15 |
| 7 | J-ALERT の取扱い | 15 |
| | (1) J-ALERT の点検業務 | |
| | (2) J-ALERT を使用した訓練 | |
| | (3) マニュアルの整備と危機異常時の対応 | |
| 8 | 保守管理の実施 | 16 |
| | (1) 清掃 | |
| | (2) 駐車場 | |

| | |
|--------------------------|----|
| (3) 除雪作業 | |
| (4) 喫煙スペース | |
| (5) 消防 | |
| (6) 電気設備 | |
| (7) 警備 | |
| (8) その他の保守点検 | |
| (9) 保険 | |
| (10) 備品の管理 | |
| (11) リース契約 | |
| (12) 修繕 | |
| (13) 関係書類の整備 | |
| 9 収支状況 | 24 |
| 10 職員に係る雇用条件および労働状況 | 25 |
| 別紙1 | |
| 11 利用者数および利用料金の収入状況 | 25 |
| 別紙2 | |
| 12 学生料金導入による差額報告 | 25 |
| 別紙3 | |
| 13 処遇改善状況 | 25 |
| 別紙4 | |
| 14 その他 | 25 |
| (1) 利用者サービスの向上 | |
| (2) 鳥取県の施策への協力 | |
| (3) 感染症対応 | |
| (4) 社会貢献活動 | |
| (5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組 | |
| (6) PM2.5・黄砂の注意喚起 | |
| (7) 差別落書きの対応 | |
| (8) 職員研修 | |
| (9) 植栽管理 | |
| (10) その他 | |

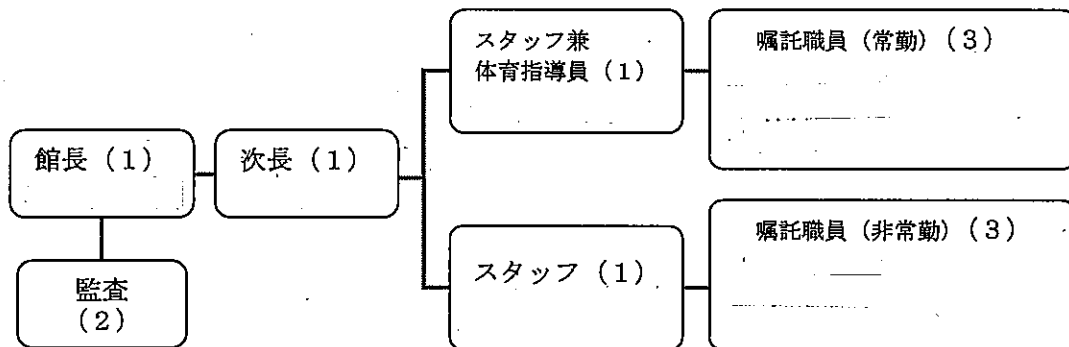
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

① 実施体制

- ・施設の統括責任者として館長1名を配置した。
- ・管理運営責任者として次長1名を配置した。
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計5名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）3名を配置した合計10名で当館の管理運営業務を行った。
(R7.12.31までは常勤1名、非常勤1名を加えた12名)
- ・監事（2名）による監査を年2回実施した。

○武道館管理運営体制図



② 資格技術者の配置

ア 防火管理者（正職員）

甲種防火管理者1名（次長）を配置した。

イ 電気主任技術者（委託可）

委託先：

委託期間：R6.4.1～R11.3.31

(2) 日常の職員配置

① 標準的な職員配置の考え方

- ・施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置した（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとった）。
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置した。
- ・開館時間中はいつでも利用料金の收受ができるよう、受付に常時2名以上配置した。
- ・トレーニング等に関する的確な助言や指導をおこなうとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の有資格者を2名配置した。

【有資格者：2名】

| 資格名（旧資格名） | 人数 | 職員名（競技名） |
|-----------|----|----------|
| コーチ1（指導員） | 1名 | |
| コーチ3（コーチ） | 2名 | |

○施設の管理運営に特化した、公認上級スポーツ施設管理士等の有資格者を2名配置した。

【有資格者：2名】

| 資格名 | 人数 | 職員名 |
|---------------|----|-----|
| 公認上級スポーツ施設管理士 | 2名 | |

○AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した（全職員受講済）。

| 受講講習名 | 実施日 | 人数 | 職員名等 |
|-------------------------------------|-----|-----|------|
| 普通救命講習（AED使用法含む） ※毎月実施（業務報告書に記載） | 月1回 | 12名 | 全職員 |

○普通救命講習（AED取扱い等）を施設内で指導できる職員を配置した。

| 資格名 | 人数 | 職員名等 |
|---------|----|------|
| 応急手当指導員 | 1名 | |

○普通救命講習（AED取扱い等）を行う講師資格更新のための再講習を受講した。

| 資格名 | 人数 | 職員名等 |
|--|----|------|
| 応急手当指導員再講習 R7.10.25 鳥取県西部広域行政管理組合消防局 | 1名 | |

○AEDを職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理した。

・毎日1回のバッテリーチェック等の日常点検を実施した（館内巡回時に実施、AED点検表に記載）。

○AEDを常時使用できるよう年1回定期点検した。

・上記の日常点検実施と同じ。

・AED本体はR1.12.4に機種交換（耐用期間：7年）のものを設置し使用している。令和8年度機種交換必要となり、更新要望をしている。

○安全衛生推進者を1名配置した。

安全衛生推進者：1

②日常の職員配置（例）

| 実施業務 | 職員配置時間帯 | 職名 |
|-----------------|-------------|------------|
| 管理責任者、受付 | 9：00～17：45 | 館長 |
| 施設管理、防火管理、受付 | 8：00～16：45 | 次長 |
| 教室指導、事務、施設管理、受付 | 8：30～17：15 | スタッフ |
| 教室指導、受付、施設管理 | 13：30～22：15 | スタッフ兼体育指導員 |

| 実施業務 | 職員配置時間帯 | 職名 |
|--------------|-------------|-----------|
| 庶務、経理、受付 | 11:45~20:30 | スタッフ |
| 庶務、受付、教室指導 | 8:30~17:15 | 嘱託職員(常勤) |
| 受付、教室指導 | 11:45~20:30 | 嘱託職員(常勤) |
| 受付、教室指導 | 休 | 嘱託職員(常勤) |
| 受付、事務補助 | 8:30~12:30 | 嘱託職員(非常勤) |
| 受付、環境整備、夜間管理 | 休 | 嘱託職員(非常勤) |
| 受付、事務補助 | 8:30~17:15 | 嘱託職員(非常勤) |
| 受付、夜間管理 | 17:15~22:15 | 嘱託職員(非常勤) |

③ 一週間の勤務ローテーション(例)

| 職名 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 館長 | G | G | 休 | 休 | F | G | G |
| 次長 | A8 | 休 | E | A8 | E | 休 | A |
| スタッフ | A | A8 | 休 | D | A | C | 休 |
| スタッフ兼体育指導員 | C | C | 休 | C | A8 | A | 休 |
| スタッフ | B | 休 | A | C | 休 | A⑦ | A |
| 嘱託(常勤) | A | 休 | C | 休 | C | C | A |
| 嘱託(常勤) | B | 休 | A8 | B | C | A | 休 |
| 嘱託(常勤) | 休 | C | C | D | 休 | A | A⑦ |
| 嘱託(非常勤) | 休 | 休 | ◎ | ◎ | 休 | 休 | ◎ |
| 嘱託(非常勤) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 休 | 休 |
| 嘱託(非常勤) | 休 | ◎ | 休 | 休 | ◎ | 休 | ◎ |
| 嘱託(非常勤) | ◎ | 休 | 休 | ◎ | 休 | 休 | 休 |

(勤務時間)
A 8:30~17:15/B 11:45~20:30/C 13:30~22:15/D 9:30~18:15/
E 12:30~21:15/F 10:30~19:15/G 9:00~17:45/A7 7:00~15:45/
A⑦7:30~16:15/A8 8:00~16:45
◎ 8:30~12:30/◎ 8:00~12:00/◎ 17:15~22:15/◎ 8:30~13:30/
◎ 8:30~16:15/A◎ 6:30~15:15/

2 管理業務の実施状況

(1) 受付・案内業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・利用者への応接、電話での問い合わせ等への対応について、迅速かつ適切に行った。
- ・施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告した。
- ・「とっとり施設予約サービス」による利用者登録及び事前受付を適切に実施した。

- ・施設予約窓口・電話以外にネット予約でも受付対応した。
- ・県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、随時受け付けた。
- ・年間利用調整会後、大規模利用時（武道大会、イベント等）については、施設長が認めたものに限り随時受け付けた。
- ・年間利用調整会後の専用利用の受付は、会議室及び研修室は利用月3ヶ月前の1日から、その他の利用（稽古会、練習会等）は利用月1ヶ月前の1日から受け付けた。
- ・一般利用の受付は、当日利用申し込みを受け付けた。
- ・参加者利便性向上を目的として、教室やイベント等の受付方法に、WEBフォームを利用した申し込み受付を行った。

(2) 利用許可業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「体育施設条例」という）第7条に基づき、利用の許可を行った。
- ・利用許可業務件数：令和7年度2,431件を実施（令和6年度2,406件）した。
- ・利用許可件数は、「とっとり施設予約サービス」活用による複数予約の一括許可などにより、利用者の利用申請書提出負担が軽減するなど、サービス向上につながった。
- ・「とっとり施設予約サービス」活用による許可業務を行った。
- ・「とっとり施設予約サービス」利用者には、WEBシステム上でも許可書を確認可能としている。

(3) 利用調整業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・翌年度の大会及びイベント等による利用については、毎年2月までに利用を希望する団体等を対象に利用の調整会を行うようになっているが、利用希望団体との日程調整により、日程が決定したため実施なし。
- ・県・国が主催する行事、参加者等の対象が中国地区規模以上になる大会又はこれに準ずるイベント等については、利用調整会議前であっても優先的に受け付けた。
- ・中国地区規模以上の大会及びイベント等の希望が重なった場合には、前年度8月に大規模利用調整会議を開催して利用の調整を行うようになっているが、利用希望が重ならなかったため開催なし。

【年間利用調整会議後の受付】

| 利用区分 | 受付方法 |
|--------------------|-------------|
| 大規模利用時（武道大会、イベント等） | 随時受付 |
| 研修会・会議 | 利用月3ヶ月前から受付 |
| その他の利用（稽古会・練習会等） | 利用月1ヶ月前から受付 |

3 委託・工事の発注

(1) 委託状況

| 業務名 | 業者名 | 契約期間 | 契約額 (円) | 県内・ 県外の別 | 県外発注 した理由 |
|---------------------|-----|--------------------------|-------------|-------------|------------------------------|
| 清掃 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 25,850,000円 | 県内 | |
| 消防設備保 守点検 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 6,050,000円 | 県内 | |
| 自家用電気 工作物保安 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 2,092,200円 | 県内 | |
| 警備 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 660,000円 | 県内 | |
| エレベータ ー保守点検 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 640,200円 | 県外 | メーカー の特約店 契約があ るため |
| 空調機械設 備等保守点 検 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 42,350,000円 | 県内 | |
| 不燃物・可燃 物回収 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 620,400円 | 県内 | |
| 自動扉保守 点検 | | R6.4.1 から R11.3.31 | 1,127,500円 | 県外 | 米子の管 轄エリア が松江で あるため |

(2) 工事の発注状況

| 業務名 | 発注方法 | 発注先 (県内・県外) | 県外発注する理由 |
|-----|------|-------------|----------|
| なし | | | |

(3) 電力の調達方法

| 調達業者名 | 契約期間 | 契約料金 | 選定方法 |
|-------|--------------------------|---|------------|
| | R6.4.1 から R11.3.31 | ①基本料金 金1,474円00銭(1キロ ワット、1月につき) ②電力量料金(1キロワット時につき) ・夏季 金22円20銭 ・その他季 金20円70銭 上記単価は消費税等相当額を含む | 一般競争 入札 |

4 自主事業の実施内容

(1) 教室実施状況

- 鳥取県スポーツ推進計画
 - ・「鳥取県スポーツ推進計画（2024～2028）」の推進を目指し、様々な武道・スポーツの教室プログラムの提供を行った。
- 武道・スポーツ教室の指導
 - ・当館職員には武道（スポーツ）指導の有資格者がおり、初心者から上級者まで能力に応じたプログラムにより、専門的な指導を行った。
 - ・職員のスポーツ指導に必要な資格取得を推進し、教室プログラムの充実を図った。
 - ・教室の運営には安全が欠かせない。より高い技術指導をおこなうため、各武道連盟から委嘱された外部講師とは別に、開催教室の競技者等にボランティアスタッフとして登録し、教室の補助講師として活動してもらった。
 - ・教室では武道の普及振興が大事な要素であり、各武道連盟の協力により、教室の目的達成にふさわしい優秀な指導者を派遣してもらった。
- 武道・スポーツ教室のプログラム
 - ・武道に特化した教室はもとより、利用者のニーズに合わせた多様なプログラムを設定し、教室を開催した。

① 武道系の教室（ワークショップ）

実施内容：生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した武道教室を実施した。子どもと大人と一緒に活動でき、親子で参加可能な教室プログラムも用意した。

| 教室名 (種目) | 対象 | 延べ参加人数 (人) | 期数 (期) | 回数 | 実施期間 | 指導者 | 参加料 (円) |
|----------------------------|------------------------|---------------|-----------|----|--------------------|------|--|
| 柔道 年長・ 小学生1 (水曜日) | 年長 小学生 | 242 | 4 | 40 | R7.4 から R8.3 | 施設職員 | 年長・小学生 2,000 |
| 柔道 年長・ 小学生2 (金曜日) | 年長 小学生 | 225 | 4 | 40 | 〃 | 施設職員 | 年長・小学生 2,000 |
| 柔道 中学生以上1 (水曜日) | 中学生 高校生 学生 一般 | 111 | 4 | 40 | 〃 | 施設職員 | 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 柔道 中学生以上2 (金曜日) | 中学生 高校生 学生 一般 | 95 | 4 | 40 | 〃 | 施設職員 | 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |

| 教室名 (種目) | 対象 | 延べ参加人数 (人) | 期数 (期) | 回数 | 実施期間 | 指導者 | 参加料 (円) |
|----------------------|-------------------------------------|---------------|-----------|----|--------------------|------|---|
| 剣道 初心者1 (月曜日) | 年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 175 | 4 | 40 | R7.4 から R8.3 | 施設職員 | 幼児2,000 小学生2,000 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 剣道 初心者2 (金曜日) | 年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 152 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 幼児2,000 小学生2,000 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 剣道 経験者1 (月曜日) | 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 333 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生2,000 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 剣道 経験者2 (金曜日) | 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 364 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生2,000 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 弓道 未経験者1 (火曜日) | 中学生 高校生 学生 一般 | 114 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 弓道 未経験者2 (木曜日) | 一般 | 42 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 一般3,500 |
| 弓道 経験者1 (火曜日) | 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 599 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生2,000 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 弓道 経験者2 (木曜日) | 一般 | 271 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 一般 3,500 |
| 弓道 未経験者3 (木曜日) | 中学生 高校生 学生 一般 | 109 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 弓道 経験者3 (木曜日) | 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 570 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生2,000 中学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 空手道 (月曜日) | 年長 小学生 | 577 | 4 | 40 | " | 外部講師 | 幼児2,000 小学生2,000 中学生2,000 |

| 教室名 (種目) | 対象 | 延べ参加人数 (人) | 期数 (期) | 回数 | 実施期間 | 指導者 | 参加料 (円) |
|-----------------------------|-------------------------------------|---------------|-----------|----|------|------|--|
| なぎなた1 (火曜日) | 年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 56 | 4 | 40 | " | 外部講師 | 中学生以下 2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| なぎなた2 (金曜日) | 年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 150 | 4 | 40 | " | 外部講師 | 中学生以下 2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 銃剣道1 (月曜日) | 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 94 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生・中 学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 銃剣道2 (木曜日) | 小学生 中学生 高校生 学生 一般 | 90 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生・中 学生2,000 高校生2,750 学生・一般 3,500 |
| 相撲1 (月曜日) | 小学生 中学生 | 253 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生・中 学生2,000 |
| 相撲2 (土曜日) | 小学生 中学生 | 220 | 4 | 40 | " | 施設職員 | 小学生・中 学生2,000 |
| カンフー体操 1 初心者 (土曜日) | 年中 年長 小学生 中学生 | 258 | 4 | 40 | " | 外部講師 | 中学生以下 2,000 |
| カンフー体操 2 経験者 (土曜日) | 年中 年長 小学生 中学生 | 372 | 4 | 40 | " | 外部講師 | 中学生以下 2,000 |

② 道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室（クリニック）

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技をおこなうための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の方法等を学ぶことに特化した教室（クリニック）を実施した。

| 教室名 (種目) | 対象 | 延べ参加人数 (人) | 回数 | 実施日 | 指導者 | 参加料 (円) |
|-------------|------------------------|---------------|----|--------------------|------|------------|
| 弓道 クリニック | 中学生 高校生 学生 一般 | 25 | 2 | R7.9.20 R8.3.20 | 施設職員 | 1人500 |

(2) イベント実施状況

● 主催事業

① 武道合同体験会&フリーマーケット

実施内容：武道10種目（柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・少林寺拳法・銃剣道・合気道・居合道・武術太極拳）で体験ブースをつくり、いろいろな武道を同時に体験してもらう。また、同時にフリーマーケットを実施し、親子で参加しやすいイベントとして実施した。

実施時期：R 8. 2. 7

収 入：体験会は無料

フリーマーケット1ブースにつき500円×13ブース=6,500円

参加人数：合計338人（ボランティアスタッフ112人及び参加者226人）

② 令和8年鳥取県立武道館鏡開き式

実施内容：記念式典及び参加競技団体の代表3団体（鳥取県銃剣道連盟、龍華中国武術会、鳥取県剣道連盟）による演武、終了後に各競技に分かれての初稽古会を実施した。

実施時期：R 8. 1. 11

収 入：無料

参加人数：合計221人

③ 空手道教室昇級審査

実施内容：外部から審査委員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回計画し、4回実施した。

実施時期：第1回 R 7. 6. 16 14人受審

第2回 R 7. 9. 22 3人受審

第3回 R 7. 12. 15 7人受審

第4回 R 8. 3. 16 10人受審

参加人数：合計34人受審

収 入：受審者1人につき500円×34人=17,000円

④ ローソンカップ小学生柔道大会

実施内容：小学1年生から4年生までは学年別の男女混合、小学校5年生・6年生男子は学年別男子の部、小学校5・6年生は合同で女子の部として、7部門の個人戦を行った。

実施時期：R 7. 9. 7

収 入：1人500円×104名=52,000円

参加人数：選手104人

⑤ ローソンカップ小学生剣道大会

実施内容：出場チームを低学年、高学年の各部門に分け基本判定を含めた団体の予選リーグおよび決勝トーナメントの大会を実施した。

実施時期：R 7. 1 2. 7

収 入：1チーム（6名（補員含））3,000円×34チーム=102,000円
※1チーム6人×1人500円として算出

参加人数：選手194人

⑥ イベント名：令和7年度鳥取武道ツーリズム（in 米子_鳥取県立武道館）

実施内容：武道ツーリズムにより、日本の伝統文化を楽しみながら、体力や精神力を養えるばかりでなく、日本の歴史や文化に触れる体験を実施

実施時期：R 7. 1 1. 2 7 参加者なし

R 7. 1 2. 1 7 参加者なし

R 8. 1. 2 1 参加者なし

R 8. 2. 1 8 参加者なし

収 入：参加料 1人4,000円×参加者0人=0円

参加人数：0人（令和8年度に広報、募集方法を再検討する）

● 鳥取県立武道館開館25周年事業

開館25周年の節目の今年度のみの新規事業として、2023年鳥取国スポを見据えた選手育成などを目指し、小・中・高校生を対象に、県外から国内、国際大会での入賞実績がある優秀な指導者を招へいし、青少年の相互の親睦と選手の育成・強化を目的とした講習会・研修会を実施した。

⑦ 鳥取県立武道館開館25周年記念小学生剣道研修会

実施内容：県外講師による実践的な実技指導を実施した。

実施時期：R 7. 1 1. 2 9

収 入：参加料無料

参加人数：選手65人

⑧ 鳥取県立武道館開館25周年記念中学生剣道研修会

実施内容：県外講師による実践的な実技指導を実施した。

実施時期：R 7. 1 2. 1 4

収 入：参加料無料

参加人数：選手46人

⑨ 鳥取県立武道館開館25周年記念青少年柔道講習会

実施内容：県外講師による実践的な実技

指導を実施した。

実施時期：R 7. 1 2. 2 8

収 入：参加料無料

参加人数：選手138人

● 公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館他13施設加盟）と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」（3種目）、「地域社会武道指導者研修会」（3種目）を実施した。

⑩ 令和7年度鳥取県（鳥取市）地方青少年相撲錬成大会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導基本練習、四股、すり足などの実技稽古等を行った。

実施時期：R 7. 6. 2 1～2 2（会場：鳥取城北高校相撲場）

収 入：参加料無料

参加人数：54人

⑪ 令和7年度鳥取県（米子市）地方青少年銃剣道錬成大会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による中国地区から参加した小学生、中学生、高校生への礼法、基本技、応用技などの反復錬成と試合稽古や講義を行った。

実施時期：R 7. 6. 2 8～2 9（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：26人

⑫ 令和7年度鳥取県（米子市）地方青少年柔道錬成大会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による小学生、中学生、高校生への礼法及び実技指導を行った。

実施時期：R 7. 9. 2 7～2 8（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：138人

⑬ 令和7年度鳥取県（米子市）地域社会剣道指導者研修会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による所作、礼法、着装及び動作の指導と審判法の理解。初心者に対する指導法、基本動作、応用技の実践。

実施時期：R 7. 1 1. 1 5～1 6（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：70人

⑭ 令和7年度鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による礼法、基本技・応じ技・応用技、形の指

導。初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を实践。

実施時期：R 7. 1 2. 2 0～2 1（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：4 0 人

(3) 自動販売機設置状況

実施内容：利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し、販売手数料を徴収した。

設置台数：1 4 台

設置者選定方法：コンペティション方式により、鳥取県立武道館の自動販売機設置事業者を選定した。

収 入：毎月の業務報告書に収入額を記載済み。

| 設置者 | 設置台数及び販売物品 | 設置期間 |
|-----|--------------------------|-------------------------------|
| | 清涼飲料水 1 台 | R 6. 4. 1 から R 1 1. 3. 3 1 |
| | 清涼飲料水 6 台 アイスクリーム 1 台 | ＃ |
| | 清涼飲料水 4 台 | ＃ |
| | 清涼飲料水 2 台 | ＃ |

①ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売していない。

②青少年に有害な書籍、玩具等は、販売していない。

③ゲーム機類は、設置していない。

(4) 広告事業

実施内容：武道館ホームページに募集案内を掲載し、ホームページ掲載申込書により申し込むこととした。内容は、鳥取県広告事業実施要綱及び鳥取県立武道館ホームページバナー広告取扱要領による。

収 入：1 2, 0 0 0 円×5 件＝6 0, 0 0 0 円

| 単位 | 金額（円） |
|--|------------|
| 1 バナーにつきバナー広告用画像（リンク）を当館ホームページに掲載。 広告期間：R 7. 4. 1～R 8. 3. 3 1 | 1 2, 0 0 0 |

| 事業者名 | 内容 | 広告期間 | 料金 (円) |
|------|---|--------------------------------|------------|
| | ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (一般常務旅客自動車運送業・タクシー) | R 7. 4. 1 から R 8. 3. 3 1 | 1 2, 0 0 0 |
| | ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) | 〃 | 1 2, 0 0 0 |
| | ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ | 〃 | 1 2, 0 0 0 |
| | ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (弓道具製造・販売) | 〃 | 1 2, 0 0 0 |
| | ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) | R 7. 4. 1 から R 8. 3. 3 1 | 1 2, 0 0 0 |

(5) その他

事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

事業内容：コピー・ファクシミリの利用提供をおこなう。利用料金はコンビニ等の料金を参考に算出した。

| | 単位 | 金額 (円) |
|--------------|-----------------|--------|
| コピー片面印刷 (白黒) | A 4・B 4サイズ1枚につき | 1 0 |
| | A 3サイズ1枚につき | 2 0 |
| コピー両面印刷 (白黒) | A 4・B 4サイズ1枚につき | 2 0 |
| | A 3サイズ1枚につき | 4 0 |
| ファクシミリ | (送信) 1枚につき | 3 0 |
| | (受信) 1枚につき | 1 0 |

5 障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興

(1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況

① 障がい者雇用状況

雇用数：0人

② 高齢者雇用状況

雇用数：2人

主な業務内容：館内の巡回巡視、窓口受付業務、植栽管理業務等。

- ・障がい者団体等からの就労支援等も積極的に受け入れることとしていたが、令和7年度は受け入れ要請なし。

(2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況

- ・障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間5万4千円以上の物品調達を行った。

| 調達時期 | 調達物品 | 調達先の名称 | 調達数量 | 調達金額(円) |
|---------|-------------------|--------|--------|---------|
| R7.8.8 | 回数券（一般） （チケット） | | 50冊 | 20,350 |
| R7.9.16 | 封筒 （角2クラフト） | | 500枚 | 13,475 |
| R7.9.16 | 封筒 （長3FT） | | 2,000枚 | 20,240 |

・調達件数合計：3件

・調達金額合計：54,065円

(3) 障がい者スポーツの普及振興等

① 障がい者スポーツに係る施設管理・運営

- ・職員全員が施設の設置目的や関連規定について理解し、施設運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン化の推進により、障がい者に優しい施設づくりをすすめた。
- ・「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」等を積極的に推進した。
- ・当館ホームページを障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指した。

② 障がい者スポーツの理解

- ・障がい者スポーツへの理解を深めるために、風船バレーの審判委員として、職員1名を派遣した。

③ 障がい者スポーツ振興策

- ・公益財団法人日本パラスポーツ協会が発行する季刊誌「NO Limit」を館内に配置し、パラスポーツの最新情報、取り組みがわかるようにした。

④ 障がい者スポーツ団体との連携

- ・鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等とパラスポーツ体験会やニュースポーツの大会等の誘致を行い、「米子ロータリークラブボッチャ大会（西日本大会）」、「スポーツチャンバラ中国・四国地区障がい者大会」が実施された。

6 緊急時の対応

- ・危機管理マニュアルの更新を行った。
- ・作成したマニュアルを電子化（PDF）し、職員がタブレット、スマートフォン等で確認可能とした。
- ・緊急連絡網を整備し、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備した。
- ・消防避難訓練（年2回）、普通救命講習（毎月）、通報訓練、J-ALERTの整備点検、シェイクアウト訓練等を実施した。
- ・令和7年度事故報告なし。所管課からの公表はなし。
- ・入館口3箇所と駐車場2箇所、計5箇所（昨年度から1台増設）に防犯カメラを自己財源で設置し、不審者等の侵入及び徘徊、事故等を常時録画し、犯罪の抑止効果を含め、必要な時に確認ができるようにしている（R7警察への情報提供2件）。
- ・R8. 1. 6に発生した地震により、緊急点検を実施し、速やかに事務局及び所管課に報告を行った。
- ・地震後の点検の結果、主道場・エントランスに落下物、主道場照明の固定ワイヤーの脱落、エントランスに亀裂などが確認されたため、カラーコーンで間仕切りを行い、安全対策を実施した。

7 J-ALERTの取扱い

(1) J-ALERTの点検業務

- ・毎月1回（第4水曜日14時）の導通点検を実施した（月の業務報告書に記載）。
- ・試験前の事前確認（J-ALERTの自動館内放送及びメール通知確認）を実施した。
- ・日常でのJ-ALERTのメール通知確認、週1回の日常点検（受信機画面の確認等）を実施した。
- ・J-ALERT操作用パソコンの画面確認を実施した。

(2) J-ALERTを使用した訓練

- ・年4回実施される全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験（自動的に館内放送・メール送信等の試験）へ参加実施した。
- ・避難訓練時にJ-ALERTを活用したシェイクアウト訓練を実施した。
- ・年2回実施される緊急地震速報訓練に参加し、シェイクアウト訓練や避難誘導経路などの確認を行った。

(3) マニュアルの整備と危機異常時の対応

- ・危機管理マニュアルにJ-ALERT 発報時の対応を記載した。
- ・機器の異常発生時に、鳥取県危機管理局危機対策・情報課に異常の報告と復旧対応を依頼した。

8 保守管理の実施

(1) 清掃 【委託先： 】

① 方針及び考え方

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、施設管理者、委託業者、利用者が一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

- ・当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートした。小道場(1)の畳を作業員と職員が連携して毎日早朝に消毒作業を実施した。
- ・鳥取県立武道館清掃作業仕様書に基づき実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・日常清掃
※道場等の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」に従って毎日実施した。
- ・清掃内容は「鳥取県立武道館清掃作業頻度表」(鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書添付)により実施した。

(2) 駐車場

① 方針及び考え方

できる限り施設内外の清掃は職員でおこなうが、ボランティアやお客さまとも協力しながらごみ拾い等の清掃を行い、美観の維持に努めた。

② 具体的な対応

- ・ごみひろい、落ち葉ひろい清掃等を職員及び委託業者等と一緒に毎日実施した。
- ・積雪時に駐車場を確保するための除雪作業等を実施した。
- ・駐車場に生じたクラック、陥没などの補修作業を必要に応じて業者及び職員で実施した。
- ・駐車場事故・事件等の確認に利用できるよう、屋外に防犯カメラを2台設置している。令和7年度の警察への情報提供2件あり。

(3) 除雪作業

① 方針及び考え方

冬場の積雪がある場合は、利用者の歩行・駐車に支障がでないよう除雪作業を行った。

② 具体的な対応

- ・積雪がある場合は、歩行等に支障がでないよう駐車場通路等を職員で速やかに除雪作業した（令和7年度4回実施）。
- ・多くの積雪があった際の駐車場の除雪は、隣接する米子ゴルフ場と連携を取り、スムーズな除雪を行い、駐車スペースを確保することとしている。（令和7年度依頼なし）。
- ・衆議院議員選挙開票所となっていたため、急遽、建設会社に重機による除雪作業を依頼し、駐車場の確保を行った。

(4) 喫煙スペース

① 方針及び考え方

当館は、鳥取県の禁煙施設認定制度により禁煙施設として認定されていることから、望まない受動喫煙が生じないように、敷地内を全面禁煙とした。

② 具体的な対応

- ・敷地内全面禁煙としており、敷地内での喫煙を発見した場合は、口頭で注意と説明を行い、理解を求めている。

(5) 消防 【委託先： 】

① 方針及び考え方

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそった点検を実施した。

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・年2回保守点検作業を実施した（7月・1月実施）。
- ・年2回消防避難訓練を実施し緊急資材を確認した（8月・2月実施）。

(6) 電気設備 【委託先： 】

① 方針及び考え方

電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

電気事業法に基づく保安規定及び自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書にそった点検を実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○月次点検（2か月に1回）

絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報履歴リストを月次

点検時に提出を受けた。

○年次点検（年1回）

3年に1回の停電点検、2回の無停電点検を行った。

○臨時点検

必要に応じて実施した（詳細は毎月の業務報告書に記載した）。

(7) 警備 【警備委託先： 】

① 方針及び考え方

警備業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

② 具体的な対応

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員による巡回・巡視を毎日5回以上実施した。加えて各利用団体の施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やし、より安心安全な施設を提供できるようにした。
- ・火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行った。
- ・お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないように努めた。

③ 火災に対する適切な対応

○火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

- ・消防避難訓練（8月・2月実施）、救命講習実施時に避難場所、マニュアル等の確認を行った。
- ・消防避難訓練時に水消火器による放水訓練、通報訓練を行った。

○消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・年2回の消防避難訓練等の実施により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるよう訓練した。
- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施することにより、危険箇所の確認等をおこなった。加えて施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やした。

④ 防犯に対する適切な対応

ア 警備委託

- ・警備委託に関しては、鳥取県立武道館警備業務委託仕様書による対応を実施した。

イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施（大会、イベント等の開催時にはさらに巡回回数を増やす等）した。

- ・巡回・巡視実施時にあいさつや声掛け等を行った。
- ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡
 - ・緊急連絡網の点検・整備を実施した。また、上位者へ連絡が取れなかった場合についてもマニュアルを作成し対応できるようにした。

(8) その他の保守点検 【委託先：.....】

① エレベーター

ア 方針及び考え方

エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検作業仕様書による保守点検業務を行い、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員や清掃委託業者が巡回・清掃時にエレベーターを確認し、異常等があればすぐに委託業者に連絡を取り対応した。
- ・異常が認められた場合等は、すぐに貼り紙、エレベーターの停止等の措置を行い、使用を中止した。

○遠隔監視

・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等を実施した。

○定期点検

・3ヶ月に1回技術員派遣による運航データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施した。

○職員による日常点検の実施

・エレベーターに搭乗して、異音等がないか確認を行い、子どもなどが遊びで搭乗しないよう注意喚起を実施した。

② 機械設備等 【委託先：.....】

ア 方針及び考え方

機械設備等保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守を鳥取県立武道館機械設備等保守点検業務仕様書概要による保守点検業務を行った（毎月の業務報告書により実施状況を報告した）。

○機械設備の年間保守点検実施内容

| 機械設備等 保守点検項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 吸収式冷温水発生 器保守点検 | | ● | | ● | | | ● | | | | ● | |
| 冷却塔保守点検 (薬剤投与共) | | ● | | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 空調調和機保守点 検 | | ● | | | | | ● | | | ● | | |
| 空調・衛生ポンプ 保守点検 | | | ● | | | | | | ● | | | |
| ガス式ヒートポンプ パッケージ保守点検 | | ● | | | | | | | | | | |
| 送風機保守点検 | | | | | ● | | | | | | | |
| ファンコイルユニ ット・ロスナイ保 守点検 | | ● | | | | | ● | ● | | | | |
| 除塩フィルターユ ニット保守点検 | | ● | | | | | ● | ● | | | | |
| 空気吸込み用フィ ルター等の清掃保 守点検 | | ● | | | | | ● | ● | | | | |
| 中央監視盤・自動 制御機器保守点検 | | | | ● | | | | | | | | |
| 給湯ボイラー・貯 湯槽保守点検 | | | | | | ● | | | | | | |
| 給湯用受水槽・副 受水槽（水質検査 共） | | | ● | | | | | | | | | |
| 雑用水槽保守点検 (薬注装置共)(水 質検査共) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 冷却塔等の防錆点 検 | ● | | | | | | | | | | | |
| 吸収式冷温水発生 機コイル洗浄 | | ● | | | | | | | | | | |
| 冷温水管の防錆保 守点検 (防錆剤投与・水 質検査共) | | ● | | ● | ● | | | ● | ● | | ● | |
| 噴水・池循環ポン プ保守点検 | | | | | ● | ● | | | | | | |

・その他、急な機械トラブルが発生した場合には、委託先担当者に速やかに連絡し、

復旧を行った。

・速やかに復旧できない場合は、代替設備を提供するなどして臨機応変に対応した。

③ 自動扉 【委託先： 】

ア 方針及び考え方

自動扉保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・委託業者により、年4回（6月・9月・12月・3月）点検を実施（毎月の業務報告書により実施状況を報告）した。
- ・職員が清掃（清掃委託業者含む）、目視による異常及び異音の確認等を実施し、異常があれば委託業者と連絡を取り、速やかに修理・復旧を行った。

④ ゴミ収集 【委託先： 】

ア 方針及び考え方

不燃物・可燃物ゴミの収集業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・不燃物・可燃物ゴミの収集は、不燃物・可燃物回収業務仕様書による回収業務を行った。
- ・職員は排出するごみの量を減らす（紙は両面使用、ミスコピーを減らし裏面を使用等）よう心がけ、環境に配慮した取組、SDGs等を意識した業務を行った。

○可燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く週2回収集。

○不燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く2週間に1回収集。

(9) 保険

ア 方針及び考え方

下記の「施設所有（管理）者賠償責任保険（人格権侵害担保特約付帯）＋スポーツ災害補償保険」に加入し、万が一発生した対人事故・対物事故に対して備えた。

イ 具体的な対応

○保険加入状況

| |
|--|
| ●対人1名1億円／1事故3億円 |
| ●対物1事故1億円 |
| ●人格権侵害 1名 50万円／1事故1,000万円／保険期間中1,000万円 |

○スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)

●死亡・後遺障害 200 万円

●入院医療費補償保険金日額 2,500 円

(10) 備品の管理

ア 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者に安全に安心して利用いただけるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等をおこなう。また、破損した備品の修繕は速やかに県へ要望を行った。

イ 具体的な対応

- ・備品台帳による数量等の確認、整理を行った。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、「貸し出し備品確認表」に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施した。
- ・上級スポーツ施設管理士等の資格をもつ職員による設備・備品の点検整備（目視・触診）を徹底した。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕（机のねじ交換、破れた箇所縫製等）をおこなう。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に購入等を依頼した。

(11) リース契約

ア 方針及び考え方

リース契約は、指定管理期間に終わるようにし、業務に必要なものでリースが望ましいと判断されるものについて契約を行った。

イ 具体的な対応

- ・利用頻度が高く、業務に必要なものについてリース契約を行った。
- ・現在の契約状況は次のとおり。

○契約状況

| リース名 | 期間 | 契約額（月額） |
|-----------|-----------------------------|----------------------|
| 複写機（複合機） | R 6. 4. 1 から | 機械維持料金 4,152 円（税込） |
| | R 11. 3. 31 | コピー料金別途 |
| 多機能電話システム | R 6. 4. 1 から R 11. 3. 31 | 年額賃貸借料金 16,038 円（税込） |

(12) 修繕

ア 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者が安全に安心して利用できるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行った。

イ 具体的な対応

- ・損傷又は不具合を発見した場合には、その場に利用者が立ち入らないようにする等

の対策をしたうえで、職員で対応可能なものについては応急処置（電球交換、ラインテープによる軽微な床面剥離の研磨処置等）を実施した。

- ・職員で対応できないものについては、業者に依頼する等して迅速な復旧作業に努めた（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。
- ・軽微な修繕については、発見時に職員による応急処置を行い、安全に利用できるよう修繕を実施した。弓道場シャッターのグリスアップ2回、駐車場クラックのモルタル補修4回、床剥離面研磨10回、点字ブロック補修2回
- ・業者による修繕を必要に応じて行った（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。

○日常点検

- ・毎日の巡回・巡視時に施設・設備の点検を行った。

○定期点検

- ・施設管理マニュアルにより、武道館職員により施設内外の点検を年間4回（4月、7月、10月、1月）行った。

(13) 関係書類の整備

ア 方針及び考え方

- ・業務日誌、作業記録等の業務関係書類は、指定期間終了後5年間保管する。

イ 具体的な対応

- ・業務日誌、作業記録等の業務関係書類を日常的に整備し、適切に管理した。
- ・関係書類は過去2年分のものを事務室倉庫で保管し、3年を越える書類については用具庫に保管した。

9 収支状況

(単位：円)

| | 科目 | 金額 |
|-------------|----------|------------|
| 収入項目 | 施設使用料収益 | 10,468,170 |
| | 教室参加料収益 | 1,797,750 |
| | イベント収益 | 178,000 |
| | 雑収益 | 448,970 |
| | 自動販売機手数料 | 2,327,595 |
| | 県委託料 | 83,383,832 |
| 収入合計 | | 98,604,317 |
| 支出項目 | 給料手当 | 19,020,031 |
| | 賃金 | 3,578,603 |
| | 福利厚生費 | 5,163,731 |
| | 報酬 | 164,957 |
| | 職員手当 | 7,561,372 |
| | 旅費交通費 | 485,900 |
| | 通信運搬費 | 329,350 |
| | 消耗品費 | 4,138,457 |
| | 修繕費 | 12,735,030 |
| | 印刷製本費 | 719,324 |
| | 燃料費 | 192,607 |
| | 光熱水料費 | 19,987,535 |
| | 賃借料 | 191,742 |
| | 保険料 | 363,342 |
| | 租税公課 | 3,007,966 |
| | 報償費 | 1,044,160 |
| | 食糧費 | 241,165 |
| | 手数料 | 1,915,668 |
| | 委託料 | 15,878,060 |
| 負担金補助 | 177,927 | |
| 備品購入費 | 183,073 | |
| 支出合計 | | 97,080,000 |
| 収入合計 - 支出合計 | | 1,524,317 |

1 0 職員に係る雇用条件及び労働状況

別紙 1 「労働条件等報告書」

1 1 利用者数および利用料金の収入状況

別紙 2 「利用者及び利用料金の収入状況」

1 2 学生料金導入による差額報告

別紙 3 「学生料金差額報告書」

1 3 処遇改善状況

別紙 4 「令和 7 年度鳥取県立武道館職員に係る処遇改善状況」

1 4 その他

(1) 利用者サービスの向上

① 専用利用申請書及び受付業務の電子化促進

- ・「とっとり施設予約サービス」のシステムを利用した利用許可書発行、領収書発行にしており、令和 7 年度もワンストップで対応できるようにした。
- ・専用利用申請書はシステム登録者であれば提出を省略し、システムから申請書を提出できるよう対応した。
- ・インターネット等の扱いが苦手な方のために、紙ベースでの申請書提出も継続して行った。
- ・料金が自動計算されることにより受付時間が短縮され、料金計算ミスがなくなった。
- ・利用許可書はシステム利用者にはネット上から確認可能なように対応した。
- ・その他の利用者にはメールで申し込みのあったものにはメールで PDF 化した許可書を送信して通知した。
- ・窓口及びファクシミリでの申し込みには紙ベースで出力して対応した(即日対応)。
- ・窓口でのカード決済、電子マネー決済に対応し、電子決済を推進した。
- ・令和 6 年度からすべての利用でキャッシュレス決済に対応し、今年度も引き続き利用者の利便性の向上を推進した。
- ・「とっとり施設予約サービス」によるネット予約受付を行った。

② 利用料金の改定と新規料金の導入

- ・令和 6 年度から、一般利用料金に 1 年定期券を新規導入し、継続している。
- ・令和 6 年度から、運動施設の利用に学生料金を導入し、令和 7 年度は 2 6 6 件の利用許可を行い、一般料金より 408,385 円の減額に対応した。
- ・令和 6 年度からすべての利用施設に営利料金を導入し、営利目的での利用が非営利と同じ低料金で利用できてしまっていた問題を解消した。

③ 広報の充実

- ・ホームページを最新の情報を発信するようこまめな更新を行い、情報の見やすさ等の向上を図った。専用利用申込書やその他の申込書のダウンロードもPCやスマートフォンで対応可能とした。
- ・ホームページに加え、SNS (Facebook 及び Instagram) を利用した積極的な情報発信を行った (教室情報や館内情報、緊急情報等)。
- ・県立や市立の体育施設、文化施設へのポスター掲示やチラシ設置を行った。
- ・米子市内、県西部の小学校等に教室、イベントチラシを配布し広報した (イベント参加者の多くはこのチラシ配布により参加 (イベントアンケート結果による))。
- ・日本海新聞等の地元新聞に、教室やイベント等の広報を行った。

④ アンケート実施による要望把握

- ・年4回の定期アンケート (6月、9月、12月、3月実施) は、異なる対象者 (教室参加者、会議等の利用者、武道の利用者等) に実施し、幅広い世代と利用形態に応じた要望を把握した。
- ・イベント時の臨時アンケートを実施した。武道合同体験会&フリーマーケットについては、紙ベースのアンケートに加えてWEBフォームを活用してのアンケートを実施した。

⑤ 安全対策

- ・冬季に小道場 (1) の畳が寒さで収縮することで生じる隙間を埋めるため、軟質のウレタン等で埋める処理を実施した。
- ・弓道場巻藁室に誤射による跳ね返りを防ぐため、跳ね返り防止ネットおよび古畳を増設した。
- ・弓道場近隣の射場に常設の武者窓では、誤射時の安全性が不十分であるため、寒さ対策、風雨雪の吹込み防止を加えた、より安全性の高く強度の高いビニール製の武者窓を設置した。

⑥ 米子ボランティアセンターの活用

- ・今年度初めて米子ボランティアセンターにボランティア派遣を依頼した。
- ・職員だけでは不足するイベント当日の運営業務 (受付・案内・アンケート配布及び回収、会場撤去など) を手伝ってもらうことにより、参加者にイベントにスムーズに参加してもらうことができた。

(2) 鳥取県の施策への協力

- ・鳥取県民の日 (9月12日) の周知 (ホームページやSNSでの広報、のぼり設置やポスター掲示) と無料開放 (当日と9月14日、15日) を実施した。
- ・とっとり子育て応援パスポート協賛店 (ミルクのお湯提供、授乳室の無料利用、おむつ交換、トイレ無料等)
- ・鳥取県「感染対策宣言店」として登録している。

- ・「水の日」・「水の週間」のブルーライトアップに協力し、施設外観のブルーライトアップを実施（期間：R7. 8. 1～8. 7）した。

(3) 感染症対応

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、下記事項については利用者からも感染症対策継続を求める声があるため、令和7年度も実施した。

- ①入館口3か所及び各道場の入口にアルコール消毒液を設置した。
- ②入館口の3か所に非接触型の検温機を各1台、計3台設置し来館者の検温ができるよう対応した。
- ③トイレに殺菌・消毒用の薬用ハンドソープを設置し、手洗いの励行を呼びかけた。

(4) 社会貢献活動

- ・令和7年度は弓ヶ浜中学校4名を受け入れた。
- ・スポーツ団体への協力として、依頼のあった大会等に職員を役員・審判員・監督などとして派遣した（毎月の業務報告書に派遣日等を記載）。
- ・職員のボランティア清掃活動を行った。

(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組

- ・鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）に基づき、リサイクルペーパーの使用、ミスコピー紙の両面使用、ゴミ排出量の把握等を実践した。
- ・常設の暖房器具のない弓道場に、冬季にビニール武者窓を設置することにより、暖房効率の向上と雪の吹き込み防止による床面保護による長寿命化をはかった。
- ・夏季、冬季の冷暖房設定温度を下げる等して省エネに努めた。
- ・世界情勢の不安や円高等の影響により、光熱水費等の値上がりが想定されるため、さらなる節減、節約を行った。
- ・事務室冷暖房使用時に扇風機やサーキュレーター等を使用し、冷暖房効率を高め、冷暖房器具の使用台数を減らすよう努めた。
- ・職員のクールビズ、ウォームビズに努めた。
- ・巡回回数を増やし、可能なかぎり照明の点灯時間を少なくするよう努めた。
- ・今年度からコンポストを作成し、秋に出る落ち葉の堆肥化を行った。

(6) PM2.5・黄砂の注意喚起

- ・事務室前に当日のPM2.5等の数値を掲示し、健康被害への注意喚起を行った。
- ・数値が国暫定指針値に近いまたは超過する場合、SNSを通じて注意情報、警戒情報を提供した。

(7) 差別落書きの対応

差別落書きの未然防止のために、環境美化や巡回を徹底し、差別落書きが行われない環境づくりに努めた（令和7年度の差別落書き実績なし）。

(8) 職員研修

- ・常勤職員に年間2回の人権研修を義務付け、研修に参加した。
- ・接遇研修等を研修計画にそって実施した。

(9) 植栽管理

- ・植栽管理（中低木・高木剪定、除草、芝サッチ除去等）は原則として職員が行い、外部委託経費を削減した。
- ・弓道場の芝刈り、薬剤散布は隣接する米子ゴルフ場に依頼した。
- ・植栽管理は下記の年間計画により実施し、気象条件や雑草の状態等を見て、除草回数を増減する等して臨機応変に対応した。

(10) その他

- ・武道館の情報提供ツールとして、道場側入館口にデジタルサイネージを設置し、イベント情報や施設情報等を掲載し、情報提供、注意喚起を行った。
- ・ホームページ、SNS、Google Map等の一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行った。
- ・季節の飾りつけやライトアップなどを行い、館内外の賑わいの創出に努めた。

労働条件等報告書
条 件 等

| 項 目 | 条 件 等 | 備考(※記載上の注意) |
|--------------|--|-------------|
| 1 職 種 | 常勤正職員（県職員等定年退職後再雇用） | |
| 2 契約期間 | 有（1年） | |
| 3 就業の場所 | 鳥取県立武道館 | |
| 4 労働条件の提示書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員就業規則 ・労働条件通知書 | |
| 5 勤務時間、休憩時間等 | (1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2)休憩時間60分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：無 | |
| 6 休日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始（12/29～1/3） ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日（4週間を通じ8日以上） | |
| 7 休暇 | (1)年次有給休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・有給：特別休暇 ・無給：介護休業・育児休業 | |
| 8 賃金 | (1)賃金 月給203,800円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(112.3/100)、12月(117.22/100)) (7)昇給 無 (8)平均給与月額 278,800円 | |
| 9 退職金 | 無 | |
| 10 健康診断 | 健康診断を毎年1回行う | |
| 11 その他 | | |

労働条件等報告書

| 項目 | 条件等 | 備考(※記載上の注意) |
|--------------|--|-------------|
| 1 職種 | 常勤正職員 | |
| 2 契約期間 | 無 | |
| 3 就業の場所 | 鳥取県立武道館 | |
| 4 労働条件の提示書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員就業規則 ・労働条件通知書 | |
| 5 勤務時間、休憩時間等 | (1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2)休憩時間60分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：有 | |
| 6 休日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始(12/29～1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上) | |
| 7 休暇 | (1)年次有給休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・有給：特別休暇 ・無給：介護休業・育児休業 | |
| 8 賃金 | (1)賃金 月給183,800円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(217.5/100)、12月(227.5/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 311,533円 | |
| 9 退職金 | 中小企業退職金共済制度 | |
| 10 健康診断 | 健康診断を毎年1回行う | |
| 11 その他 | | |

労働条件等報告書

| 項目 | 条件等 | 備考(※記載上の注意) |
|--------------|--|-------------|
| 1 職 種 | 常勤嘱託職員(無期雇用) | |
| 2 契約期間 | 無 | |
| 3 就業の場所 | 鳥取県立武道館 | |
| 4 労働条件の提示書面 | ・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書 | |
| 5 勤務時間、休憩時間等 | (1) 午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2) 休憩時間60分 (3) 所定労働時間を越える労働の有無: 有 (4) 労働時間に係る協定の有無: 有 | |
| 6 休日 | ・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上) | |
| 7 休暇 | (1) 年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2) その他の休暇 ・有給: 特別休暇 ・無休: 介護休暇 | |
| 8 賃金 | (1) 賃金 月給160,400円以上 (2) 諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3) 割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4) 賃金締切日 毎月 末日 (5) 賃金支払日 毎月 21日 (6) 賞与 有(時期6月(100/100)、12月(100/100)) (7) 昇給 有(時期 4月) (8) 平均給与月額 193,800円 | |
| 9 退職金 | 中小企業退職金共済制度 | |
| 10 健康診断 | 健康診断を毎年1回行う | |
| 11 その他 | | |

労働条件等報告書

| 項目 | 条件等 | 備考(※記載上の注意) |
|--------------|--|-------------|
| 1 職種 | 常勤嘱託職員 | |
| 2 契約期間 | 有 | |
| 3 就業の場所 | 鳥取県立武道館 | |
| 4 労働条件の提示書面 | ・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書 | |
| 5 勤務時間、休憩時間等 | (1) 午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2) 休憩時間60分 (3) 所定労働時間を越える労働の有無：有 (4) 労働時間に係る協定の有無：有 | |
| 6 休日 | ・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上) | |
| 7 休暇 | (1) 年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について16日 ・4月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2) その他の休暇 ・有給：特別休暇 ・無休：介護休業・育児休業 | |
| 8 賃金 | (1) 賃金 月給160,400円以上 (2) 諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3) 割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4) 賃金締切日 毎月 末日 (5) 賃金支払日 毎月 21日 (6) 賞与 有(時期6月(70/100)、12月(70/100)) (7) 昇給 有(時期 4月) (8) 平均給与月額 178,433円 | |
| 9 退職金 | 無 | |
| 10 健康診断 | 健康診断を毎年1回行う | |
| 11 その他 | | |

労働条件等報告書

| 項目 | 条件等 | 備考(※記載上の注意) |
|--------------|--|-------------|
| 1 職種 | 非常勤嘱託職員 | |
| 2 契約期間 | 有(1年) | |
| 3 就業の場所 | 鳥取県立武道館 | |
| 4 労働条件の提示書面 | ・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書 | |
| 5 勤務時間、休憩時間等 | (1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日4～5時間週20時間以内(7時間勤務の場合 または1日4～7時間週30時間以内)の交代制勤務 (2)休憩時間 45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:無 (4)労働時間に係る協定の有無:無 | |
| 6 休日 | 無 | |
| 7 休暇 | (1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合 所定の労働日数による | |
| 8 賃金 | (1)賃金 時間給1,070円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 なし (3)割増賃金 なし (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 10日 (6)賞与 有(時期6月(35/100)、12月(35/100)) (7)昇給 無 (8)平均給与月額 72,204円 | |
| 9 退職金 | 無 | |
| 10 健康診断 | 無(週20時間以上の非常勤嘱託職員有) | |
| 11 その他 | | |

| 区分 | 月 | | | | | | | | | | | | 計 | |
|----------------|----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 主道場 | 有 | 1,283 | 2,527 | 5,448 | 6,072 | 6,807 | 1,961 | 3,212 | 2,178 | 427 | 1,621 | 2,967 | 1,983 | 36,486 |
| | 減 | 854 | 883 | 244 | 859 | 520 | 414 | 339 | 1,249 | 361 | 1 | 3 | 8 | 5,735 |
| | 小計 | 429 | 1,644 | 5,204 | 5,213 | 6,287 | 1,547 | 2,873 | 839 | 927 | 620 | 1,620 | 2,964 | 1,975 |
| 小道場 | 有 | 1,283 | 2,527 | 5,448 | 6,072 | 6,807 | 1,961 | 3,212 | 2,178 | 427 | 1,621 | 2,967 | 1,983 | 36,486 |
| | 減 | 854 | 883 | 244 | 859 | 520 | 414 | 339 | 1,249 | 361 | 1 | 3 | 8 | 5,735 |
| | 小計 | 429 | 1,644 | 5,204 | 5,213 | 6,287 | 1,547 | 2,873 | 839 | 927 | 620 | 1,620 | 2,964 | 30,751 |
| 弓道場 | 有 | 1,310 | 1,865 | 4,010 | 7,194 | 9,440 | 1,693 | 1,992 | 2,672 | 1,387 | 1,892 | 1,760 | 1,598 | 36,813 |
| | 減 | 736 | 1,255 | 71 | 478 | 736 | 110 | 727 | 376 | 148 | 28 | 43 | 71 | 4,779 |
| | 小計 | 574 | 640 | 3,939 | 6,716 | 8,704 | 1,583 | 1,265 | 2,296 | 1,239 | 1,864 | 1,717 | 1,527 | 32,034 |
| 弓道場 | 有 | 1,310 | 1,865 | 4,010 | 7,194 | 9,440 | 1,693 | 1,992 | 2,672 | 1,387 | 1,892 | 1,760 | 1,598 | 36,813 |
| | 減 | 736 | 1,255 | 71 | 478 | 736 | 110 | 727 | 376 | 148 | 28 | 43 | 71 | 4,779 |
| | 小計 | 574 | 640 | 3,939 | 6,716 | 8,704 | 1,583 | 1,265 | 2,296 | 1,239 | 1,864 | 1,717 | 1,527 | 32,034 |
| 相撲場 | 有 | 363 | 451 | 1,384 | 8,166 | 10,336 | 186 | 1,051 | 547 | 214 | 783 | 304 | 1,280 | 25,065 |
| | 減 | 790 | 1,164 | 6 | 2,505 | 4,000 | 17 | 175 | 32 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3,334 |
| | 小計 | 653 | 1,615 | 1,378 | 5,661 | 6,336 | 169 | 876 | 515 | 182 | 783 | 304 | 1,280 | 21,731 |
| 相撲場 | 有 | 363 | 451 | 1,384 | 8,166 | 10,336 | 186 | 1,051 | 547 | 214 | 783 | 304 | 1,280 | 25,065 |
| | 減 | 790 | 1,164 | 6 | 2,505 | 4,000 | 17 | 175 | 32 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3,334 |
| | 小計 | 653 | 1,615 | 1,378 | 5,661 | 6,336 | 169 | 876 | 515 | 182 | 783 | 304 | 1,280 | 21,731 |
| 研修施設 | 有 | 19 | 17 | 5 | 2 | 27 | 4 | 72 | 114 | 30 | 48 | 2 | 4 | 1,149 |
| | 減 | 603 | 701 | 1,039 | 1,327 | 1,209 | 703 | 1,070 | 916 | 548 | 931 | 598 | 957 | 10,602 |
| | 小計 | 584 | 718 | 1,044 | 1,329 | 1,182 | 707 | 1,098 | 928 | 552 | 935 | 596 | 961 | 11,751 |
| 研修施設 | 有 | 19 | 17 | 5 | 2 | 27 | 4 | 72 | 114 | 30 | 48 | 2 | 4 | 1,149 |
| | 減 | 603 | 701 | 1,039 | 1,327 | 1,209 | 703 | 1,070 | 916 | 548 | 931 | 598 | 957 | 10,602 |
| | 小計 | 584 | 718 | 1,044 | 1,329 | 1,182 | 707 | 1,098 | 928 | 552 | 935 | 596 | 961 | 11,751 |
| イベント | 有 | 10 | 7 | 1,200 | 5,821 | 6,164 | 160 | 745 | 1,201 | 0 | 1,462 | 1,320 | 550 | 18,640 |
| | 減 | 400 | 200 | 500 | 601 | 160 | 203 | 105 | 0 | 0 | 762 | 600 | 0 | 2,251 |
| | 小計 | 90 | 1,193 | 700 | 5,220 | 5,994 | 0 | 540 | 1,096 | 1,201 | 1,462 | 720 | 550 | 16,389 |
| イベント | 有 | 10 | 7 | 1,200 | 5,821 | 6,164 | 160 | 745 | 1,201 | 0 | 1,462 | 1,320 | 550 | 18,640 |
| | 減 | 400 | 200 | 500 | 601 | 160 | 203 | 105 | 0 | 0 | 762 | 600 | 0 | 2,251 |
| | 小計 | 90 | 1,193 | 700 | 5,220 | 5,994 | 0 | 540 | 1,096 | 1,201 | 1,462 | 720 | 550 | 16,389 |
| 一般利用 | 有 | 127 | 150 | 155 | 90 | 100 | 97 | 110 | 86 | 64 | 69 | 89 | 102 | 1,239 |
| | 減 | 169 | 158 | 138 | 135 | 148 | 158 | 88 | 92 | 72 | 61 | 106 | 197 | 1,522 |
| | 小計 | 58 | 7 | 17 | 3 | 48 | 1 | 13 | 26 | 14 | 2 | 13 | 2 | 287 |
| スポーツ教室 | 有 | 467 | 578 | 481 | 457 | 419 | 495 | 552 | 409 | 352 | 437 | 421 | 399 | 5,497 |
| | 減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 467 | 578 | 481 | 457 | 419 | 495 | 552 | 409 | 352 | 437 | 421 | 399 | 5,497 |
| イベント | 有 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 203 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 534 |
| | 減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 203 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 534 |
| 計 | 有 | 5,699 | 8,083 | 15,245 | 36,682 | 40,168 | 7,138 | 10,163 | 9,584 | 4,443 | 8,551 | 8,563 | 8,496 | 162,815 |
| | 減 | 3,305 | 4,209 | 836 | 2,199 | 3,775 | 810 | 1,796 | 2,617 | 1,241 | 367 | 585 | 319 | 22,059 |
| | 小計 | 2,394 | 3,874 | 14,409 | 34,483 | 36,393 | 6,328 | 8,367 | 6,967 | 3,226 | 8,184 | 7,978 | 8,177 | 140,756 |
| 前年度利用者合計 | 有 | 6,657 | 11,298 | 13,283 | 10,994 | 9,765 | 10,855 | 29,452 | 18,172 | 9,939 | 5,965 | 6,088 | 7,763 | 140,171 |
| | 減 | 135.2 | 109.3 | 121.0 | 353.6 | 450.0 | 73.2 | 40.6 | 67.1 | 57.1 | 149.5 | 150.2 | 113.5 | 131.8 |
| | 対前年比 (%) | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度施設使用料収入額(A) | 有 | 433,315 | 590,230 | 1,086,270 | 2,026,265 | 1,703,485 | 720,840 | 629,135 | 753,590 | 362,660 | 746,390 | 690,040 | 725,950 | 10,468,170 |
| | 減 | 464,000 | 10,750 | 383,250 | 60,000 | 22,000 | 341,250 | 92,760 | 15,000 | 342,250 | 57,000 | 4,500 | 5,000 | 1,797,750 |
| | 小計 | 0 | 0 | 7,000 | 0 | 0 | 53,500 | 0 | 0 | 105,500 | 1,500 | 5,500 | 5,000 | 178,000 |
| 自動販売機手数料収入額(D) | 有 | 45,950 | 26,600 | 27,340 | 3,140 | 2,260 | 1,250 | 160,700 | 4,480 | 2,150 | 153,600 | 4,420 | 17,080 | 448,970 |
| | 減 | 943,265 | 781,726 | 1,681,569 | 2,326,227 | 1,969,038 | 1,447,864 | 1,085,038 | 994,787 | 977,012 | 1,084,195 | 847,552 | 1,082,212 | 15,220,485 |
| | 小計 | 1,094,770 | 748,123 | 2,154,178 | 1,368,784 | 1,470,618 | 1,806,487 | 1,851,324 | 1,322,218 | 1,322,218 | 810,243 | 817,084 | 1,052,048 | 15,778,390 |
| 対前年比 (%) | 有 | 86.1 | 104.4 | 78.0 | 169.9 | 133.8 | 80.1 | 58.6 | 77.5 | 73.8 | 133.8 | 103.7 | 102.8 | 96.4 |
| | 減 | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | |

集計表

| 施設 | 件数 | 一般料金 | 学生料金 | 差額 |
|---------|------|-----------|-----------|----------|
| 主道場 | 0 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 小道場 (1) | 1 件 | 200 円 | 150 円 | 50 円 |
| 小道場 (2) | 5 件 | 8,810 円 | 6,680 円 | 2,130 円 |
| 弓道場近的 | 3 件 | 6,170 円 | 4,680 円 | 1,490 円 |
| 弓道場遠的 | 1 件 | 4,170 円 | 3,150 円 | 1,020 円 |
| 相撲場 | 0 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 4 月計 | 10 件 | 19,350 円 | 14,660 円 | 4,690 円 |
| 主道場 | 7 件 | 54,530 円 | 41,300 円 | 13,230 円 |
| 小道場 (1) | 0 件 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| 小道場 (2) | 0 件 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| 弓道場近的 | 5 件 | 19,020 円 | 14,370 円 | 4,650 円 |
| 弓道場遠的 | 3 件 | 12,510 円 | 9,450 円 | 3,060 円 |
| 相撲場 | 0 件 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| 5 月計 | 15 件 | 86,060 円 | 65,120 円 | 20,940 円 |
| 主道場 | 8 件 | 128,500 円 | 96,890 円 | 31,610 円 |
| 小道場 (1) | 4 件 | 21,650 円 | 16,430 円 | 5,220 円 |
| 小道場 (2) | 5 件 | 25,570 円 | 19,410 円 | 6,160 円 |
| 弓道場近的 | 6 件 | 33,900 円 | 25,590 円 | 8,310 円 |
| 弓道場遠的 | 5 件 | 24,430 円 | 18,440 円 | 5,990 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 6 月計 | 28 件 | 234,050 円 | 176,760 円 | 57,290 円 |
| 主道場 | 10 件 | 145,500 円 | 109,720 円 | 35,780 円 |
| 小道場 (1) | 8 件 | 44,620 円 | 33,870 円 | 10,750 円 |
| 小道場 (2) | 6 件 | 34,050 円 | 25,840 円 | 8,210 円 |
| 弓道場近的 | 11 件 | 57,010 円 | 43,120 円 | 13,890 円 |
| 弓道場遠的 | 11 件 | 57,010 円 | 43,120 円 | 13,890 円 |
| 相撲場 | 6 件 | 50,020 円 | 38,030 円 | 11,990 円 |
| 7 月計 | 52 件 | 388,210 円 | 293,700 円 | 94,510 円 |
| 主道場 | 9 件 | 135,230 円 | 101,960 円 | 33,270 円 |
| 小道場 (1) | 4 件 | 20,750 円 | 15,750 円 | 5,000 円 |
| 小道場 (2) | 6 件 | 32,570 円 | 24,720 円 | 7,850 円 |
| 弓道場近的 | 13 件 | 42,650 円 | 32,380 円 | 10,270 円 |
| 弓道場遠的 | 14 件 | 50,410 円 | 38,220 円 | 12,190 円 |
| 相撲場 | 3 件 | 29,160 円 | 22,170 円 | 6,990 円 |
| 8 月計 | 49 件 | 310,770 円 | 235,200 円 | 75,570 円 |
| 主道場 | 14 件 | 89,640 円 | 67,640 円 | 22,000 円 |
| 小道場 (1) | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 小道場 (2) | 2 件 | 2,920 円 | 2,220 円 | 700 円 |
| 弓道場近的 | 5 件 | 11,100 円 | 8,430 円 | 2,670 円 |
| 弓道場遠的 | 5 件 | 8,200 円 | 6,280 円 | 1,920 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 9 月計 | 26 件 | 111,860 円 | 84,570 円 | 27,290 円 |

集計表

| 施設 | 件数 | 一般料金 | 学生料金 | 差額 |
|---------|-------|-------------|-------------|-----------|
| 主道場 | 12 件 | 71,350 円 | 53,835 円 | 17,515 円 |
| 小道場 (1) | 1 件 | 4,550 円 | 3,450 円 | 1,100 円 |
| 小道場 (2) | 4 件 | 13,890 円 | 10,550 円 | 3,340 円 |
| 弓道場近的 | 5 件 | 17,990 円 | 13,590 円 | 4,400 円 |
| 弓道場遠的 | 2 件 | 8,500 円 | 6,410 円 | 2,090 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 10月計 | 24 件 | 116,280 円 | 87,835 円 | 28,445 円 |
| 主道場 | 4 件 | 30,780 円 | 23,220 円 | 7,560 円 |
| 小道場 (1) | 1 件 | 2,500 円 | 1,900 円 | 600 円 |
| 小道場 (2) | 3 件 | 5,220 円 | 3,960 円 | 1,260 円 |
| 弓道場近的 | 2 件 | 1,750 円 | 1,340 円 | 410 円 |
| 弓道場遠的 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 11月計 | 10 件 | 40,250 円 | 30,420 円 | 9,830 円 |
| 主道場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 小道場 (1) | 1 件 | 2,850 円 | 2,160 円 | 690 円 |
| 小道場 (2) | 1 件 | 400 円 | 300 円 | 100 円 |
| 弓道場近的 | 1 件 | 3,050 円 | 2,300 円 | 750 円 |
| 弓道場遠的 | 1 件 | 3,050 円 | 2,300 円 | 750 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 12月計 | 4 件 | 9,350 円 | 7,060 円 | 2,290 円 |
| 主道場 | 5 件 | 87,380 円 | 65,900 円 | 21,480 円 |
| 小道場 (1) | 3 件 | 17,750 円 | 13,470 円 | 4,280 円 |
| 小道場 (2) | 6 件 | 24,890 円 | 18,890 円 | 6,000 円 |
| 弓道場近的 | 2 件 | 6,540 円 | 4,950 円 | 1,590 円 |
| 弓道場遠的 | 2 件 | 5,990 円 | 4,530 円 | 1,460 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 1月計 | 18 件 | 142,550 円 | 107,740 円 | 34,810 円 |
| 主道場 | 3 件 | 60,840 円 | 45,870 円 | 14,970 円 |
| 小道場 (1) | 3 件 | 12,890 円 | 9,790 円 | 3,100 円 |
| 小道場 (2) | 5 件 | 16,730 円 | 12,710 円 | 4,020 円 |
| 弓道場近的 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 弓道場遠的 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 相撲場 | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 2月計 | 11 件 | 90,460 円 | 68,370 円 | 22,090 円 |
| 主道場 | 5 件 | 64,760 円 | 48,830 円 | 15,930 円 |
| 小道場 (1) | 5 件 | 19,090 円 | 14,490 円 | 4,600 円 |
| 小道場 (2) | 件 | 円 | 円 | 0 円 |
| 弓道場近的 | 5 件 | 23,330 円 | 17,600 円 | 5,730 円 |
| 弓道場遠的 | 3 件 | 14,990 円 | 11,300 円 | 3,690 円 |
| 相撲場 | 1 件 | 2,840 円 | 2,160 円 | 680 円 |
| 3月計 | 19 件 | 125,010 円 | 94,380 円 | 30,630 円 |
| 合計 | 266 件 | 1,674,200 円 | 1,265,815 円 | 408,385 円 |

令和7年度 鳥取県立武道館職員に係る処遇改善状況

| 令和7年度処遇改善に係る法定管理料 A | 前年度処遇改善計画上の 処遇改善収入件数 | | 令和7年度処遇改善計画 | | 実績 | | | | | 処遇改善計画 達成率 (E/C) | 処遇改善に係る 指定管理料の 執行額 (E/A) | 処遇改善に係る 指定管理料の 執行率 (E/A) |
|------------------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 年間人件費 B | 平均給与月額 B | 年間人件費 C | 給与月額改善額 C | 平均給与月額 D | 処遇改善額 (D-B) | 処遇改善率 (E/B) | 給与月額改善額 (D-B) | 給与月額改善率 (D/B) | | | |
| 2,137,000 | 34,013,665 | 149,892 | 1,136,641 | 4,277 | 150,422 | 639,573 | 1.8% | 430 | 0.3% | 56.3% | 24.9% | 1,497,427 |

※B・D欄には、基本給、賞与、時間外手当等の各手当、事業者会員の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※E・D欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(算出率を除く)。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善収入件数」を「令和6年度収支計画」とする。

(単位:円)